各手当制度のご紹介

児童手当

児童手当制度は、児童を養育している家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給される手当です。

◆支給対象

生まれた日の翌月から15歳到達後最初の３月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を支給対象とし、養育している方へ支給されます。なお、支給対象となった日から15日以内に支給の請求をしなければ、支給対象の翌月から支給されない場合もありますので、ご注意ください。

◆支給額（月額）

注：養育する児童（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第１子、第２子・・・と数えます。

①所得制限額未満の方

０歳～３歳未満		15,000円
３歳～小学校修了前	（第１子・第２子）	10,000円
〃	（第３子以降）	15,000円
中学生		10,000円

②所得制限額以上の方

児童の年齢に関係なく一律	5,000円

所得制限

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
０人	622.0	833.3
１人	660.0	875.6
２人	698.0	917.8
３人	736.0	960.0
４人	774.0	1002.1
５人	812.0	1042.1

◆支給期日

毎年２月、６月、10月にそれぞれ前月分まで支給されます。

児童扶養手当

児童扶養手当は、母子（父子）家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

◆支給対象

18歳到達後最初の３月31日までの間にある児童（心身に概ね一定程度の障害がある場合は20歳未満）で次のいずれかに該当する児童を監護している方。

・父母が婚姻を解消した児童　・父または母が死亡した児童　・父または母が一定程度の障害の状態にある児童　・父または母が生死不明の児童　・父または母が１年以上遺棄している児童　・父または母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童　・父または母が１年以上拘禁されている児童　・婚姻によらないで生まれた児童　・棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

※ただし、上記に該当しても次のような場合は手当を受けることができません。

①児童が　イ．日本国内に住所がないとき
　ロ．児童福祉施設等または、里親に委託されているとき
　ハ．母（父）の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき（父（母）が重度の障害にある場合を除く）

②父母または養育者が　イ．日本国内に住所がないとき

※公的年金等を受給する方は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

◆支給額（児童１人月額）

	～平成31年３月	平成31年４月～
全部支給	**42,500円**	**42,910円**
一部支給	**42,490円～10,030円**	**42,900円～10,120円**

※児童２人目は月額**10,140円**、３人目以降は児童１人につき月額**6,080円**が加算されます。

※受給者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、その所得に応じて支給が一部停止または全部停止となります。

◆支給期日

例年４月、８月、12月に前月分まで支給されていますが、今年は４月、８月、11月に支給され、令和２年からは、奇数月に年６回２カ月分ずつの支給に変更となります。